

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年4月1日(月) 号外第46号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針の一部改正(180) (県民課) 2
- 鳥取県立むきばんだ史跡公園の利用料金(181) (とっとり弥生の王国推進課) 2

告 示

鳥取県告示第180号

平成12年鳥取県告示第218号（審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針について）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>6 会議開催の周知</p> <p>審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに、次の事項について<u>県民課</u>、中部総合事務所県民福祉局並びに西部総合事務所県民福祉局及び日野振興センター日野振興局（以下「<u>県民課等</u>」という。）において閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページ（以下「とりネット」という。）への掲載その他の方法により県民及び報道機関に対する周知に努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときその他やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>7 会議録及び会議資料の公開</p> <p>(1) 審議会等は、公開した会議の終了後、速やかに、会議録及び会議資料を<u>県民課等</u>及び担当課で閲覧に供するとともに、とりネットに掲載するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>8 審議会等調書の作成及び公開</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) (1)又は(2)により提出された審議会等調書は、<u>県民課等</u>で閲覧に供するとともに、とりネットに掲載するものとする。</p>	<p>6 会議開催の周知</p> <p>審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに、次の事項について<u>県民参画協働課</u>、中部総合事務所県民福祉局並びに西部総合事務所県民福祉局及び日野振興センター日野振興局（以下「<u>県民参画協働課等</u>」という。）において閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページ（以下「とりネット」という。）への掲載その他の方法により県民及び報道機関に対する周知に努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときその他やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>7 会議録及び会議資料の公開</p> <p>(1) 審議会等は、公開した会議の終了後、速やかに、会議録及び会議資料を<u>県民参画協働課等</u>及び担当課で閲覧に供するとともに、とりネットに掲載するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>8 審議会等調書の作成及び公開</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) (1)又は(2)により提出された審議会等調書は、<u>県民参画協働課等</u>で閲覧に供するとともに、とりネットに掲載するものとする。</p>

鳥取県告示第181号

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立むきばんだ史跡公園の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

区 分	単 位	金 額

体験学習室 1	1時間につき	240円
体験学習室 2	1時間につき	150円
屋外展示施設	100平方メートル当たり1日につき	300円

(2) 冷暖房利用料

区 分	単 位	金 額
体験学習室 1	1時間につき	60円
体験学習室 2	1時間につき	30円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 利用面積が100平方メートル未満であるとき、又は利用面積に100平方メートル未満の端数があるときは、100平方メートルとして計算するものとする。
- 3 体験学習室1又は体験学習室2を利用する場合において、冷房又は暖房を利用したいときは、この表に定める額に(2)の表に定める額を加算するものとする。

2 承認年月日

令和6年4月1日